

## 「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」改定素案からの主な変更点

※「新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画」改定素案からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。  
 主な変更点は以下のとおりです。

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
第 I 章 自転車等総合計画について					
1	パブリック・コメント No.35、36自転車ネットワーク計画に基づき整備した路線の図示及び写真の道路名称の記載についての意見を踏まえて追記	自転車が「走る」環境を整える	P.6	<p>※区道の整備済み区間の明記</p>	

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）		
2	パブリック・コメント No.48自転車等整理 区画の廃止について 記載すべきとご意見を 踏まえて追記	自転車を「止める」 環境の質を高める	P.9	なお、民間事業者を活用した駐輪場の整備にあわせ、 <u>道路占用許可基準に適合しない「自転車等整理区画」については、廃止をしました。</u>	記載なし		
3	パブリックコメント 自主修正 No.88自転車の歩道 通行は例外を記載す べきとご意見及び素 案策定後の自転車に 関する法改正等の変 化を踏まえて追記	ルールやマナーを 「守る」意識を育 てる	P.15	<p><b>Column 自転車に関わる交通ルールの見直し</b></p> <p>⇒令和4年以降、自転車に関わる交通ルールの様々な見直しが行われ、自転車の運転者のヘルメット着用が義務化や、警視庁による悪質な交通違反の取り締まりの強化、より分かりやすい自転車安全利用五則の見直しが行われました。</p> <p><b>道路交通法の改正に伴うヘルメット着用の努力義務化</b></p> <p>⇒令和4年4月の道路交通法の一部改正に伴い、全ての自転車利用者に対して、自転車の乗車用ヘルメットの着用に関する努力義務が課せられました。</p> <p><b>道路交通法 第63条の11（令和4年4月1日以降）</b></p> <p>第1項 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。</p> <p>第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> <p>第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</p> <p><b>悪質な自転車の交通違反の取り締まりの強化</b></p> <p>⇒警視庁は令和4年より、信号無視や一時不停止、右側通行（悪走）、歩道での徐行義務違反など、悪質な自転車の交通違反に対して、従来の「警告」にとどめていた違反を、刑事罰の対象となる交通切符を交付し「検挙」するよう、取り締まりを強化する方針を示しました。</p> <p><b>取り締まりを強化した交通違反（令和4年10月31日以降）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信号無視</li> <li>・一時不停止</li> <li>・右側通行</li> <li>・徐行せずに歩道を通行</li> </ul> <p><b>自転車安全利用五則の改定</b></p> <p>⇒自転車安全利用五則が改定され、全自転車利用者のヘルメット着用が義務化や、事故に直結する危険行為の明確化がされました。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>『旧』 自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外、</li> <li>2 車道は左側を通行、</li> <li>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、</li> <li>4 安全ルールを守る、 （飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、 夜間はライトを点灯/交差点での徐行、 号遵守と一時停止・安全確認）</li> <li>5 子どもはヘルメットを着用、</li> </ol> </td> <td> <p>『新』 自転車安全利用五則（令和4年11月より）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先、</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認、</li> <li>3 夜間はライトを点灯、</li> <li>4 飲酒運転は禁止、</li> <li>5 ヘルメットを着用、</li> </ol> </td> </tr> </table>	<p>『旧』 自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外、</li> <li>2 車道は左側を通行、</li> <li>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、</li> <li>4 安全ルールを守る、 （飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、 夜間はライトを点灯/交差点での徐行、 号遵守と一時停止・安全確認）</li> <li>5 子どもはヘルメットを着用、</li> </ol>	<p>『新』 自転車安全利用五則（令和4年11月より）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先、</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認、</li> <li>3 夜間はライトを点灯、</li> <li>4 飲酒運転は禁止、</li> <li>5 ヘルメットを着用、</li> </ol>	記載なし
<p>『旧』 自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外、</li> <li>2 車道は左側を通行、</li> <li>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行、</li> <li>4 安全ルールを守る、 （飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、 夜間はライトを点灯/交差点での徐行、 号遵守と一時停止・安全確認）</li> <li>5 子どもはヘルメットを着用、</li> </ol>	<p>『新』 自転車安全利用五則（令和4年11月より）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先、</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認、</li> <li>3 夜間はライトを点灯、</li> <li>4 飲酒運転は禁止、</li> <li>5 ヘルメットを着用、</li> </ol>						

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
第Ⅱ章 目標と基本方針					
4	自主修正 素案策定後の自転車に関する法改正等の変化を踏まえて追記	E 自転車利用 ルールやマナーの 向上	P.48	<p>平成27年6月の道路交通法の改正により悪質な違反を繰り返す自転車利用者に対して「自転車運転者講習」を義務付ける制度が始まりました。また、<u>道路交通法が改正され、令和5年4月からは、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されます。</u></p> <p>区でも警察や関係機関との連携を強化し、自転車利用者がルールやマナーを守る意識を高めていく取組を一層推進していきます。</p>	<p>平成27年6月の道路交通法の改正により悪質な違反を繰り返す自転車利用者に対して「自転車運転者講習」を義務付ける制度が始まりました。区でも警察や関係機関との連携を強化し、自転車利用者がルールやマナーを守る意識を高めていく取組を一層推進していきます。</p>
5	自主修正 素案策定後の自転車に関する法改正等の変化を踏まえて追記	E 自転車利用 ルールやマナーの 向上	P.48	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部の自転車利用者が、「車道の左側」等の基本的な交通ルールを知らない、知っていても守らない等、不適切な利用をすることで、自分自身や周りの歩行者等を含めて、危険な状況を作り出している現状にあります。</li> <li>● <u>警視庁は、令和4年より信号無視等悪質な自転車の交通ルール違反に対して、交通切符の交付による検挙も視野に、取締りを強化する方針を示しています。</u></li> <li>● 基本的な駐輪ルールとしての「放置」の定義を正しく理解していない、多少の「放置」は仕方がないと思う等、不適切な駐輪をすることで、歩道が通行しにくくなったり、まちの美観を損なう原因になる現状にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一部の自転車利用者が、「車道の左側」等の基本的な交通ルールを知らない、知っていても守らない等、不適切な利用をすることで、自分自身や周りの歩行者等を含めて、危険な状況を作り出している現状にあります。</li> <li>● 基本的な駐輪ルールとしての「放置」の定義を正しく理解していない、多少の「放置」は仕方がないと思う等、不適切な駐輪をすることで、歩道が通行しにくくなったり、まちの美観を損なう原因になる現状にあります。</li> </ul>

No.	変更理由	項目	ページ	計画案（変更後）	素案（変更前）
6	自主修正 素案策定後の自転車に関する法改正等の変化を踏まえて追記	E 自転車利用 ルールやマナーの 向上	P.52	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フードデリバリーの普及により、従来と異なる自転車の業務利用が増えています。</li> <li>● 令和4年4月の道路交通法の改正により、電動キックボードが新たに「特定小型原動機付自転車」に位置付けられ、令和5年7月から法律が施行されます。</li> <li>● 電動キックボードは、自転車と通行空間が同じ場所であるとともに、最高速度の制御（6km/h）とそれに連動する表示をした場合は、例外的に歩道（自転車通行可の歩道のみ）等の通行が可能となります。</li> <li>● 電動キックボードの交通ルールの周知が不十分で認知されていない状況です。</li> <li>● フードデリバリー、電動キックボード等の運営事業者により、利用者に対して、アプリ等を通じた交通安全情報の発信や、ルール・マナー啓発を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フードデリバリーの普及により、従来と異なる自転車の業務利用が増えています。</li> <li>● 電動キックボードに関する新たな法制度の検討が進む中で、自転車と通行空間が同じ場所となる新たなモビリティとの交通事故等が懸念されます。</li> <li>● 電動キックボードの交通ルールの周知が不十分で認知されていない状況です。</li> <li>● フードデリバリー、電動キックボード等の運営事業者により、利用者に対して、アプリ等を通じた交通安全情報の発信や、ルール・マナー啓発を行っています。</li> </ul>